

土岐市文化祭2008

入場無料

第51回 土岐市美術展



幼少年の部

絵画・書道・立体

■日時

10月31日(金)～11月2日(日)午前9時～午後5時

■場所

セラトピア土岐・大ホール

一般の部

日本画・洋画・彫刻・陶芸・書道・硬筆書道・写真・商業美術・手工芸

■日時

11月13日(木)～16日(日)午前9時～午後5時

※作品搬入日＝11月6日(木)午前10時～午後7時

■場所

セラトピア土岐・大ホール ※搬入場所も同じ

第37回 土岐市民音楽祭

合唱・合奏・吹奏楽の部

■日時

11月9日(日)正午開演

■場所

文化プラザ・サンホール

バンド・軽音楽の部

■日時

11月16日(日)午後2時開演

■場所

文化プラザ・ルナホール



詳しくは、文化振興課(内線555)へどうぞ。

多治見社会保険事務所からの

お知らせ

～大切に保管してください～

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が 送付されます

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市県民税などの社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、1年間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要です。

このため、生命保険会社などから送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)が、社会保険庁から11月上旬に送付されます。

10月1日までに納付された国民年金保険料と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です(10月2日以降に、本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます)。

平成20年中に国民年金保険料を納付した方全員に、この証明書が送付されます。年末調整または確定申告の手続きの際は、必ずこの証明書が必要となりますので、大切に保管してください。

詳しくは、多治見社会保険事務所(☎220255)へどうぞ。